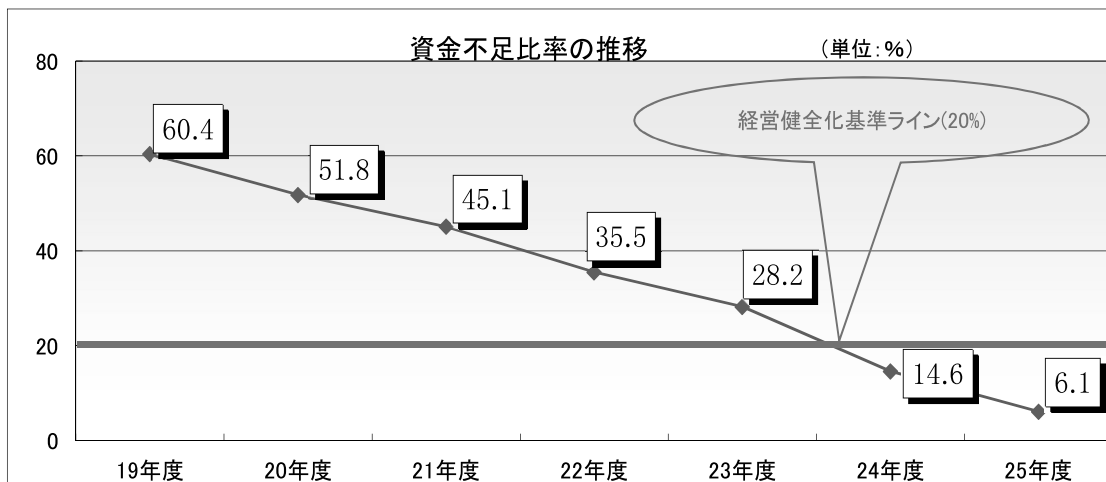


◆資金不足比率（財政健全化法に基づく）

比率名	平成25年度 (決算値)	平成25年度 (計画値)	経営健全化基準
資金不足比率	6.1%	5.8%	20.0%

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

下北医療センターでは平成25年度において、残った資金不足を解消すべく、資金不足等解消計画を策定しました。平成25年度決算においては計画値どおりとはならなかったものの、大幅な縮減を図りました。



○資金不足比率とは・・・公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化度を示すものです。

○資金不足額とは・・・次の計算式により積算します。
 資金不足額（法適用企業）＝（流動負債 ＋ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産）－ 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間において、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模とは・・・次の計算式により積算します。
 事業の規模（法適用企業）＝ 医業収益（入院・外来収益など）の額 － 受託工事収益の額